

富士宮市一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

計画の位置付け

「富士宮市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用及び廃棄物の適正な処理に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の二つで構成されています。

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

計画期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画期間の中間年度において、計画内容の施策の実施状況の全般について点検・評価し、数値目標、施策内容などについて、必要に応じて計画を見直します。

【計画期間】



計画の目標

ごみ処理基本計画の目標

ごみダイエットプロジェクトの取組強化、プラスチックごみの資源回収、焼却灰の委託割合引き上げなどにより…

- ごみの排出量の削減
 - ・1人1日当たりごみ総排出量を **105グラム削減**する！
 - ・1人1日当たり家庭系ごみ排出量を **90グラム削減**する！
- リサイクル率を **27.8%**に向上する！
- 最終処分量（埋立処分量）を **ゼロ**にする！

105グラムの目安



コンビニのおにぎり



中富士宮市役所やちやん

90グラムの目安！



空のペットボトル(500ml)3本

生活排水処理基本計画の目標

- 生活排水処理率※を **79.0%**にする！

※生活排水処理率：(公共下水道処理人口 + 合併処理浄化槽処理人口 + 農業集落排水処理施設処理人口) ÷ 市の人口

※令和元年度の実績に対する令和13年度の最終目標です。

基本理念 資源循環を推進する環境にやさしいまち

基本方針1 ごみの減量化・資源循環の推進

市の取組

○ごみの発生・排出の抑制と再使用の推進

○資源化（リサイクル）の徹底

ごみ排出量削減のため、市民及び事業者に対し、発生・排出抑制（リデュース）及び再使用（リユース）のための取組を啓発し、ごみを出さない社会づくりを推進します。

また、再生利用（リサイクル）のため、排出段階での分別の取組についても啓発し、資源循環を進めます。

ごみを減らすために、身の回りのできることをしよう！



市民の取組

- 環境にやさしい商品の購入
- ごみの発生・排出の抑制と再使用に配慮したライフスタイルへの転換
- ごみの分別排出の徹底
- 生ごみの水切りの徹底
- 食品ロスの削減
- 古紙回収ステーション事業への協力
- 集団回収への参加 など

事業者の取組

- 環境にやさしい商品の開発・製造・販売
- ごみ削減に配慮したイベントの開催・参加
- 包装の簡素化
- ごみの分別排出の徹底
- 事業系ごみ及び産業廃棄物の適正排出の徹底
- 食品ロスの削減
- 店舗での資源回収の実施
- 自主的資源回収の実施

基本方針2 ごみ処理対策の推進

市の取組

○適正な処理・処分の推進

市は、ごみの排出から収集運搬、中間処理、資源化、最終処分までの適正な処理を進めていきます。そのため、ごみの発生量や質に合わせて、適正な廃棄物処理を行うための、実施方法や維持管理、長期計画等の体制の整備を進めます。

市民の取組

- 資源ごみの分別排出の徹底
- ごみ集積所の維持管理
- 高齢者等のごみ出し支援への協力
- 市で処理を行えないごみ（事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物）の適正な処理
- 在宅医療廃棄物の適正な処理
- 不法投棄対策への協力



事業者の取組

- 資源ごみの分別排出の徹底
- 市で処理を行えないごみ（事業者と排出者がそれぞれの責任に応じて処理するごみ及び法定処理困難物）の対応
- 在宅医療廃棄物の適正な処理への協力
- 民間の一般廃棄物処理施設を活用したごみの資源化への協力
- 資源ごみ及び中間処理後の資源回収の実施
- 不法投棄対策への協力
- 事業系ごみの減量化・資源化の促進
- 事業系ごみの自己処理責任の徹底
- 災害時におけるごみ処理の協力

基本方針3 市民・事業者・行政の協働

市の取組

- 情報の共有
- 協働の場づくり

循環型社会の実現には、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じて取り組んでいかなければなりません。

そこで、行政がその責務を果たすのはもちろんのこと、市民一人一人及び各事業者が、それぞれの役割及び責任を果たすために行動するとともに、それぞれの能力及び特性をいかし、協働して「資源循環を推進する環境にやさしいまち」を目指します。

市民の取組

- ごみの減量化や資源化に関する情報の収集
- イベントへの参加
- 出前講座への参加
- ごみ減量化等推進市民懇話会への参加
- 環境美化推進委員への協力
- 清掃運動への参加
- 地域などでの環境体験学習への参加 など

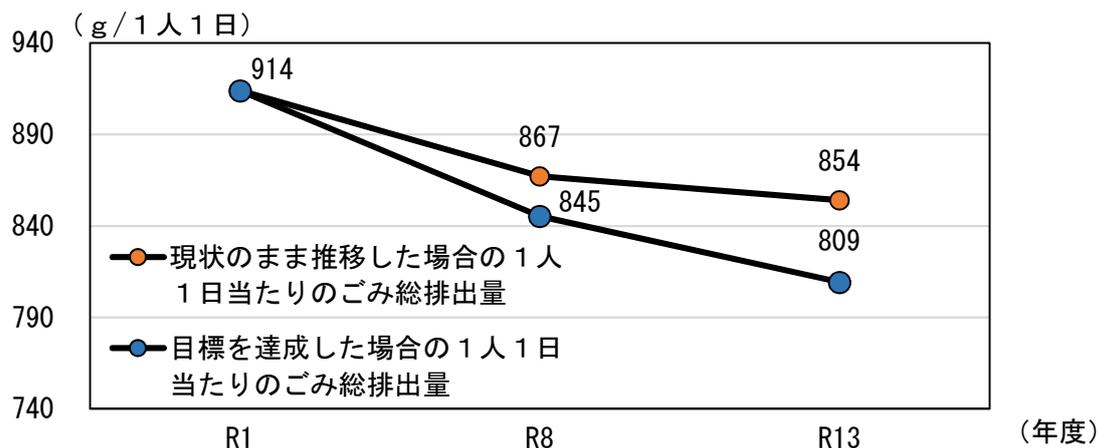
事業者の取組

- ごみの減量化や資源化に関する情報の収集
- イベントへの参加及び協力
- ごみ減量化等推進市民懇話会への参加
- 自社周辺における清掃活動の実施 など

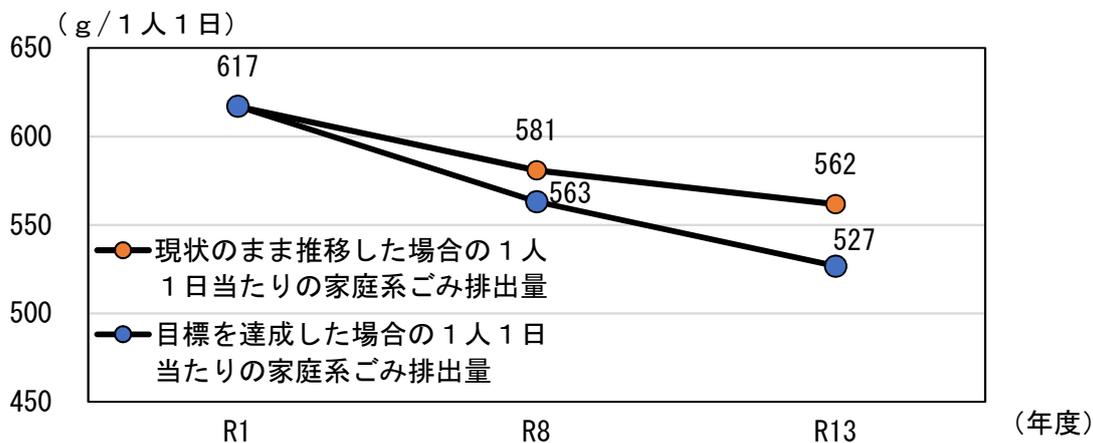
数値目標

本計画における富士宮市の新たな数値目標は、以下のとおりとなります。

《一人1日当たりのごみ総排出量》



《一人1日当たりの家庭系ごみ排出量》



《リサイクル率》



《最終処分量》



家庭系ごみを減らす取組

●ごみの分別排出の徹底

雑がみ、紙パック、トレイ等の資源ごみについては、分別排出し、ごみの減量化に努めましょう。



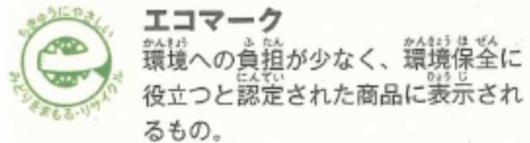
●生ごみの水切りの徹底

生ごみは、水分を多く含み、水切りを徹底することで減量することができるため、水切りを徹底しましょう。



●環境にやさしい商品の購入

エコマーク認定商品の購入など、環境に配慮した商品を選択購入しましょう。

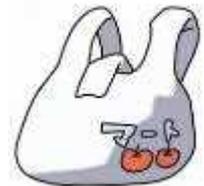


●プラスチック類の削減

プラスチック類は、可燃ごみのうち 19.6% を占めており、1 人 1 日当たりに換算すると 104 g になります。

プラスチック製のスプーンやフォークは、1 本当たり約 4g、スーパーなどの大きなレジ袋は、1 枚約 10g です。

マイ箸やマイバッグ、マイボトルなどを活用し、不要なプラスチック製品を受け取らないようにしましょう。



事業系ごみを減らす取組

●事業系ごみの減量化・資源化の促進

事業者は、自らの責任において、ごみそのものを発生させない製品の販売や、製品及び容器が再使用・再利用されやすいような仕組みの整備、販売した商品の使用後の自主回収などに努めましょう。

●ごみ削減に配慮したイベントの開催・参加

イベント開催時に発生するごみを削減するため、資源ごみの分別と再使用可能な食器類を利用しましょう。

ごみダイエットプロジェクト

清掃センターに搬入されるごみを削減するため、市民、事業者及び行政が協働で取り組んでいるごみの減量化と資源化を推進するプロジェクトです。平成28年度から行っており、これまで毎年度、着実に成果を挙げてきています。令和元年度からは、毎月「古紙・雑がみの分別」、「生ごみの水キリ」、「食材の使いキリ」などの重点取組を設けて、年間を通して市民、事業者に周知・啓発を行っています。

食品ロス削減のための3キリ運動

◆宴会の食事を食べキリ

宴会の始まり30分間と終了10分前は、各自席について料理を楽しむ「ふじのみや3010運動」を実践してみてください。食べ残しの量が減ります。

◆生ごみを捨てる前に水キリ

生ごみの80%は水分だといわれています。捨てる前にギュッとひとしぼりすれば、ごみ袋は軽くなり、嫌な臭いを抑えます。

◆冷蔵庫内の食材を使いキリ

毎月第3日曜日は「冷蔵庫クリーンアップデー」。この日は冷蔵庫の中にあるものを積極的に使って料理をし、賞味期限切れの食品をなくしましょう。



雑がみのリサイクルで 可燃ごみの削減

雑がみとは、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック以外の紙ごみのことです。

雑がみは、紙袋や段ボール、ビニール袋などに入れてまとめ、地域の廃品回収や、古紙回収ステーションに出しましょう。

“1秒見て紙だと思ったら”、リサイクルしましょう。

SDGsの取組

2015年の国連サミットにおいてSDGsが採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が着目されるようになりました。本市も令和3年5月に「SDGs未来都市」に選定された「富士山SDGs」を掲げ、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

富士山SDGsロゴマーク

本計画に関連するSDGs

4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	8 質の高い成長をみんなに	9 持続可能な消費と生産
10 人や国ごとの格差をなくそう	11 持続可能な都市と地域づくり	12 つくる責任と消費の責任	13 気候変動に具体的な対策を
14 海の豊かさを守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう		

ゼロカーボンシティの推進

「富士山の恵みを次世代につなぐ地球にやさしいまち」を環境像に掲げる富士宮市では、国の方針を受け、2050年までに本市の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和3年1月13日に表明しました。市民や事業者等と一体となり、廃棄物の発生抑制や、再生利用の促進を図ることで、その実現に向け取り組んでいきます。

基本理念 いつまでもきれいな水で快適なまち

基本方針1 生活排水対策の充実

水環境を保全する上では、生活排水を適正に処理していくことが重要です。

公共下水道事業計画区域では、公共下水道整備計画に基づく整備及び下水道接続率の向上を進め、下水道事業計画区域外については、くみ取り又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図ります。

基本方針2 生活排水の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥その他市が処理主体となる生活排水は、市が管理する処理施設において適正に処理し、公共用水域へ放流します。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽による処理は、市民が処理主体であるものの、その適正な維持管理には、市による働き掛けも不可欠です。

衛生的かつ環境への負荷の少ない生活排水処理が長期的かつ安定的に確保できるよう、処理施設の適正な維持管理及び効率的かつ効果的な処理体制の確保に努めます。

基本方針3 市民・事業者・行政の協働

市民、事業者及び行政が役割を分担し、協働で取り組んでいくためには、その取組を支える基盤が構築されていることが重要です。生活排水対策に係る市民及び事業者の自主的な活動などを把握し、情報の共有、協働の場づくりなど、循環型のまちづくりを支える基盤づくりを推進します。

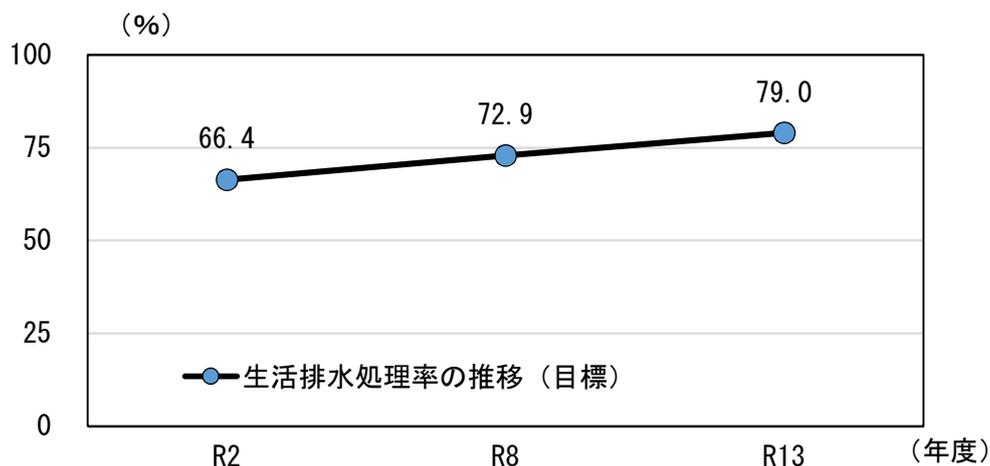
数値目標

本計画における富士宮市の生活排水処理率の新たな数値目標は、以下のとおりとなります。
《生活排水処理率》

令和2年度
66.4%

12.6%
向上!

令和13年度
79.0%



目標実現のための施策



市の取組

●公共下水道による生活排水対策の推進

- ・公共下水道の整備が完了し供用が開始された区域において、公共下水道への接続を促進し、下水道接続率の向上を図ります。

●合併処理浄化槽による生活排水対策の推進

- ・合併処理浄化槽の年間200基程度の設置補助制度を継続します。

市民の取組

- 下水道が整備された地域では、速やかに公共下水道へ接続し水質浄化に努める。
- くみ取りや単独浄化槽の家庭は、合併処理浄化槽に切り替え水質浄化に努める。
- 浄化槽を設置している家庭は、法定検査、保守点検、清掃を行い水質浄化に努める。

事業者の取組

- 事業場からの排水は、適正な排水処理を行い水質浄化に努める。